

特 定 工 場 新 設 届 出 書 (一般用)

平成 年 月 日

西条市長 殿

届 出 者 〒793-8601
 氏名又は名称 西条市明屋敷 1 6 4
 及び住所並びに 西条化学工業株式会社 ㊤
 代表者氏名 代表取締役 西条 一郎
 (担当者) ○○ (実務担当者を記入)
 電 話 0897-56-5151 (内線2544)

工場立地法第 6 条第 1 項の規定により、特定工場の新設について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置場所	〒793-8601 西条市明屋敷 1 6 4	
2	特定工場における製品 (加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	半導体集積回路、DRAM	
3	特定工場の敷地面積	55,555 m ²	
4	特定工場の建築面積	7,777 m ²	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり	
6	特定工場における緑地と及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	該当事項なし	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	該当事項なし	
9	特定工場の新設のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成24年7月1日
		施設の設置工事	平成24年8月1日
※	受理番号	※ 備 考	
※	受理年月日		
※	審査結果		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 法 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載すること。7 欄及び 8 欄の該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載すること。
- 3 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 4 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設は、それ以外の緑地と区別して記載すること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 注) 1 代理人が届け出る場合は、下記のとおり 2 段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。
印鑑は代理人のものを押印すること。
 ○○県○○市○○3-8-1
 ○○○工業株式会社
 代表取締役 ○○○○
 代理人 ○○工業株式会社 ○○工場
 ○○県○○市○○3-8-1
 ○○工場長 ○○○○ 印

【委任状の様式】

委 任 状
私は、〇〇県〇〇市××町2-3-1における〇〇株式会社〇〇工場長△△△△を代理人と定め、下記の事項を委任します。
記
工場立地法に基づく届出に関する一切の権限
平成 年 月 日
〇〇県〇〇市〇〇3-8-1 〇〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

- 2 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙1、別紙2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様にする。
- 3 9欄では、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に記入する。

特 定 工 場 変 更 届 出 書 (一般用)

平成 年 月 日

西条市長 殿

届 出 者 〒793-8601
 氏名又は名称 西条市明屋敷 1 6 4
 及び住所並びに 西条化学工業株式会社 ㊤
 代表者氏名 代表取締役 西条 一郎
 (担当者) ○○ (実務担当者を記入)
 電 話 0897-56-5151 (内線2544)

工場立地法第 8 条第 1 項の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置場所	〒793-8601 西条市明屋敷 1 6 4	
2	特定工場における製品 (加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	変更前 半導体集積回路	変更後 半導体集積回路 DRAM
3	特定工場の敷地面積	変更前 54,444 m ²	変更後 55,555 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前 6,666 m ²	変更後 7,777 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり	
6	特定工場における緑地と及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	該当事項なし	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	該当事項なし	
9	特定工場の変更のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成24年7月1日
		施設の設置工事	平成24年8月1日
※	整理番号	※ 備 考	
※	受理年月日		
※	審査結果		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 法 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。) に記載すること。7 欄及び 8 欄の該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載すること。
 3 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。) に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 5 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 6 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設は、それ以外の緑地と区別して記載すること。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

注) 【新設に同じ】

別紙1 【新設用記載例】

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)
第一工場 ○ ○	セー1	2,930
第二工場 ○ ○	セー2	243
第三工場 ○ ○	セー3	945
第2ボイラー室	セー4	95
第四工場 ○ ○	セー5	1,050
生産施設の面積の合計		5,273

備考 施設番号欄には、セー1からはじまる一連の番号を記載すること。

別紙1 【変更用記載例】

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第一工場 ○ ○	セー1	2,930	2,930	± 0
第二工場 ○ ○	セー2	253	253	± 0
第三工場 ○ ○	セー3	945	945	± 0
第2ボイラー室	セー4	80	95	+ 95 △ 80
第四工場 ○ ○	セー5	なし	1,050	+1,050
生産施設の面積の合計		4,258		+1,145 -80

- 備考
- 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
 - 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 - 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
 - 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
 - 5 生産施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
低木地 正門東側	リー1	180
樹林地 敷地北側周辺部 （運動場）	リー2	800 （200）
緑地（様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地を除く。）の合計		980
様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
屋上緑地 本館事務所上	リー3	60
様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地の面積の合計		60
緑地面積の合計		1,040㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
池	カー1	180
テニスコート （クラブハウス）	カー2	700 （300）
緑地以外の環境施設の面積の合計		880
環境施設の面積の合計		5,060

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2の一部、リー6、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,760
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は県道壬生川新居浜野田線であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 施設番号欄には、緑地にあつては「リー1」、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」からはじまる一連番号を記載すること。

注) 1 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生育する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は、当該施設の種類及び面積（内数）を（ ）書きで付記してください。

2 環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積（外数）を最後に（ ）書きで記載してください。

3 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が該当する場合は、「カー2の一部」のように記載してください。

別紙2 【変更用記載例】

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
低木地 正門東側	リー1	180	180	± 0
樹林地 敷地北側周辺部 （運動場）	リー2	800 (200)	800 (200)	± 0 (± 0)
緑地（様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地を除く。）の合計		980	980	0
様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
重複緑地 パイプブラック下	リー3	なし	100	+ 100
様式第1又は様式第2で区分することとされた緑地の面積の合計		なし	100	+ 100
緑地面積の合計		980	1,080	+ 100 △ 0
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
池	カー1	180	180	± 0
テニスコート （クラブハウス）	カー2	700 (300)	700 (300)	± 0 (± 0)
緑地以外の環境施設の面積の合計				± 0
環境施設の面積の合計				+ 425 △ 40

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2の一部、リー6、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,760
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は県道壬生川新居浜野田線であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 施設番号欄には、緑地にあつては「リー1」、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記

載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 - 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
 - 5 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
 - 6 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設的面積の合計を記載すること。
- 注) 1 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生育する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設的面積も含めて規則第3条第1号の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設的面積も緑地の面積として測定するが、この場合は、当該施設の種類及び面積（内数）を（ ）書きで付記してください。
- 2 環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設的面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積（外数）を最後に（ ）書きで記載してください。
 - 3 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が該当する場合は、「カー2の一部」のように記載してください。

事業概要説明書

1	生産開始の日						平成24年4月1日		
2	主要製品別生産能力及び生産数量								
	製品名			生産能力		生産数量			
	熱分析装置			15,000台/月		10,000台/月			
ガス分析機器			10,000台/月		7,000台/月				
3	水源別工業用水使用量 計 (単位：トン/日)								
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水		
	300			300					
4	電力の使用量 計 (単位：KWH/日)								
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量				
	20,000								
5	従業員数 計 315 (単位：人)								
	職員	男	30	工員	男	150	計	男	180
		女	15		女	120		女	135

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じた通常用いる単位で記載してください。(例 トン/日、m³/月等)

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

注) 1 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載してください。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を()書きで併記してください。

2 従業員数は、別社会の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めてください。

様式例第2




生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記してください。

施設の名称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示してください。

- 新設(設置)の施設  (斜線をひく)
- 変更のない施設  (指定の色でぬるのみ)
- 撤去の施設  (網掛け)

- 5 図面には縮尺及び方位を示す記号を記載してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては500分の1又は1000分の1まで、100ha以上500ha未満の工場等にあつては1000分の1又は2000分の1、500ha以上の工場等にあつては2000分の1又は3000分の1程度としてください。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

様式例第4 【記載例】

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類		年月		工事の日程						
				年月	24年7月	年8月	年9月	年10月	年11月	12月
造成（埋立）工事 （敷地増減の移転登記日等を記載）										
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号			8/20	9/30					
第2ボイラー室	セー4				撤去					
第四工場〇〇	セー5				新設					
		←	7/1					12/31	→	1/8 稼働
環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
芝生 ボイラー室東	リー6			9/1	9/30			11/15		1/5
低木地 守衛所前	リー9				撤去			←	→	新設
樹林地 敷地西	リー11									
広場	リー2									
その他主要施設の設置工事										

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始も工事の日程の欄にあわせて明記してください。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既在施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1及び2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該施設の種類の欄に明記してください。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。

注) 1 緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとしてください。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつ、その実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではありません。

イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合

ロ 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合

ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合